

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（純財産額の算出） 第七条（略） 2～3（略） （削る）</p> <p>（私設取引システム運営業務の適当性） 第十条 法第二十九条の四第五号及び法第三十条第四項に規定する内</p>	<p>（純財産額の算出） 第七条（略） 2～3（略） 4 第二項の規定にかかわらず、法第五十三条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）にあつては、特定取引勘定に属するものとして経理された取引及び財産の評価については、第四十二条及び第四十四条の規定を準用する。この場合において、第四十二条中「法第五十三条第二項に規定する内閣府令で定める時価」とあるのは「第七条第一項の資産及び負債の評価」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と、「価額とする」とあるのは「価額によらなければならない」と、第四十四条中「法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める利益相当額又は損失相当額」とあるのは「第七条第一項の資産及び負債の評価」と、「額とする」とあるのは「額によらなければならない」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と読み替えるものとする。</p> <p>（私設取引システム運営業務の適当性） 第十条 法第二十九条の四第六号及び法第三十条第四項に規定する内</p>

閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(変更認可の基準)

第十三条 金融庁長官等は、法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第二十九条の四第一号及び第五号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(その他の業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 譲渡性預金（払戻しについての期限の定めのある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。以下同じ。）の預金証書（令第一条に規定するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

三 十六 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券会社の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項

閣府令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(変更認可の基準)

第十三条 金融庁長官等は、法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第二十九条の四第一号及び第六号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(その他の業務)

第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 譲渡性預金（払戻しについての期限の定めのある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。以下同じ。）の預金証書（令第一条に規定するものを除く。第三十七条及び第四十一条において同じ。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

三 十六 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券会社の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項

として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

八・二 (略)

四・五 (略)

第三十七条から第四十四条まで 削除

として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 保有する有価証券(特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引(特定取引勘定に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

八・二 (略)

四・五 (略)

(特定取引)

第三十七条 法第五十三条第一項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の引受け(法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受けをいう。第四十三条及び第四十四条において同じ。)

二 外国通貨に係る取引(先物外国為替取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引及び通貨の売買並びに当事者の一方の意思表示により当事者間においてこれらの取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引(第五号及び第八号に掲げる取引

を除く。)に限る。第四十三条及び第四十四条において同じ。)

三 譲渡性預金の預金証書の売買

四 円建銀行引受手形の売買

五 金融先物取引等

六 金利先渡取引

七 スワップ取引

八 店頭金融先物取引

九 商品デリバティブ取引

十 オプション取引

十一 法第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の規定により承認を受けた業務に係る取引(前各号に掲げる取引を除く。)

(特定取引勘定設置の認可の申請)

第三十八条 法第五十二条第一項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定取引勘定を創設する営業年度

二 特定取引勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

2 前項の認可申請書には、変更後の法第二十八条の二第二項第二号に掲げる書類及び次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。

- 一 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制
- 二 特定取引勘定の経理に関する社内規則

(特定取引勘定設置の認可の基準)

第三十九条 金融庁長官等は、法第五十二条第一項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。

- 一 当該証券会社が、特定取引勘定に経理する取引又は財産について、客観的かつ公正な時価を把握、算定及び検証する能力を有していることと認められること。
- 二 当該証券会社において、特定取引勘定とその他の勘定の経理の区分に係る管理体制が整備されていることと認められること。
- 三 当該証券会社において、特定取引勘定の経理に関する社内規則が整備されていることと認められること。

(勘定間振替の禁止)

第四十条 特定取引勘定設置証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。
- 二 特定取引勘定以外の勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること。

(特定取引勘定に経理する財産)

第四十一条 法第五十二条第二項に規定する内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 譲渡性預金の預金証書
- 二 円建銀行引受手形
- 三 第三十七条第十一号に掲げる取引の対象となる財産

(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)

第四十二条 法第五十二条第二項に規定する内閣府令で定める時価は、営業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額とする。

(営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第四十三条 法第五十二条第三項に規定する特定取引のうち内閣府令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券の売買のうち次に掲げる取引
 - イ 有価証券の空売り(令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。次条第一号において同じ。)
 - ロ 選択権付債券売買
 - ハ 有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。)

- 二 有価証券指数等先物取引
- 三 有価証券オプション取引
- 四 外国市場証券先物取引
- 五 有価証券店頭デリバティブ取引
- 六 有価証券の引受け
- 七 外国通貨に係る取引
- 八 金融先物取引等
- 九 金利先渡取引
- 十 スワップ取引
- 十一 店頭金融先物取引
- 十二 商品デリバティブ取引
- 十三 オプション取引
- 十四 法第三十七条第十一号に掲げる取引

(利益相当額又は損失相当額)

第四十四条 法第五十三条第三項に規定する内閣府令で定める利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 有価証券の空売り 売り付けた有価証券に係る第四十二条に規定する時価から当該売付けの価額を控除した額
- 二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場における営業年度終了の日の最終価格により

取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物市場（次号において「金融先物市場」という。）若しくは同条第九項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額

四 金利先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合には、金利、通貨の価格又は金融先物市場における相場その他の指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 選択権付債券売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券の引受け、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、オプション取引及び前条第十四号に掲げる取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（届出事項）

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七（略）

（届出事項）

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七（略）

(削る)

八十三 (略)

2 (略)

(標準処理期間)

第六十四条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可若しくは承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第三十条第四項の認可、法第三十四条第四項の承認並びに法第六十一条第三項及び第四項の承認 一月

2 (略)

別表第五(第四十六条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

八 特定取引勘定設置証券会社において、特定取引勘定に経理する

取引若しくは財産の種類又はこれらに係る価格若しくは損益相当額の算定方法を変更した場合

九十四 (略)

2 (略)

(標準処理期間)

第六十四条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可若しくは承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第三十条第四項の認可、法第三十四条第四項の承認、法第五十三条第一項の認可並びに法第六十一条第三項及び第四項の承認 一月

2 (略)

別表第五(第四十六条第二項関係)

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	別表第八（第六十条第二項関係）	
			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

法定帳簿の種類	記載事項	記載要領等	別表第八（第六十条第二項関係）	
			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>三 総勘定 元帳</p>	<p>五 トレー ディング 商品勘定 元帳</p>	<p>(略)</p>	<p>一 商品有価証券等(空 売り、引受けを含む。)に係るものの銘柄、 約定月日、受渡月日、 相手方の氏名又は名称 、借方、貸方の区分、 数量、金額、単価、残 数量、残金額</p> <p>二 オプション取引(選 択権付債券売買、有価 証券オプション取引、 有価証券店頭オプショ ン取引並びに外国市場 証券先物取引、金融先 物取引等及び商品市場 における先物取引のう ちオプションに係るも の。以下この項におい て同じ。)に係るもの の銘柄、権利行使期限</p>
<p>(略)</p>	<p>一 商品有価証券等、オ プション取引、先物取 引及び先渡取引に係る ものについては、銘柄 毎に取引の経過を個別 に記載する。ただし、 引受けについては、別 途記載事項を記載した 明細表をもとに一括記 入することができる。</p> <p>二 金利先渡取引、外国 通貨に係る取引、店頭 金融先物取引、商品デ リバティブ取引、スワ ップ取引に係るものに ついては、取引の種類 、取引に係る指標、期 間等により適宜分類し て記載する。</p> <p>三 市場内取引について</p>		
<p>三 総勘定 元帳</p>	<p>五 トレー ディング 商品勘定 元帳</p>	<p>(略)</p>	<p>一 商品有価証券等(空 売り、引受けを含む。)に係るものの銘柄、 約定月日、受渡月日、 相手方の氏名又は名称 、借方、貸方の区分、 数量、金額、単価、残 数量、残金額</p> <p>二 オプション取引(選 択権付債券売買、有価 証券オプション取引、 有価証券店頭オプショ ン取引並びに外国市場 証券先物取引、金融先 物取引等及び商品市場 における先物取引のう ちオプションに係るも の。以下この項におい て同じ。)に係るもの の銘柄、権利行使期限</p>
<p>(略)</p>	<p>一 商品有価証券等、オ プション取引、先物取 引及び先渡取引に係る ものについては、銘柄 毎に取引の経過を個別 に記載する。ただし、 引受けについては、別 途記載事項を記載した 明細表をもとに一括記 入することができる。</p> <p>二 金利先渡取引、外国 通貨に係る取引、店頭 金融先物取引、商品デ リバティブ取引(上記 の二又は三に該当する ものを除く。)、スワ ップ取引に係るものに ついては、取引の種類 、取引に係る指標、期 間等により適宜分類し</p>		

、権利行使価格、コール若しくはプットの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、約定月日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規、権利行使、権利放棄、転売、買戻し又は相殺の別、貸方、借方の区分、数量、対価の額又は選択権利、単価、残数量、残金額

三 先物取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引等、商品市場における先物取引のうちオプション取引を除く。）及び先渡取引に係るものの銘柄、限月又は受渡月日、約定月

は、相手方の氏名又は名称の記載を要しない。

四 商品有価証券等には、現先取引を記入せず、別途現先取引勘定元帳を作成する。

五 銘柄、コール又はプットの別、相手方の氏名又は名称、新規等の仕法、売り、買いの区分等は、コード又は略号をもって記入することができる。

六 先物取引又は先渡取引の自己取引を区分して取引日記帳を作成している場合には、右記三の記載事項を取引日記帳に記載することをもち、右記三の記載に代えることができる。

、権利行使価格、コール若しくはプットの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、約定月日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規、権利行使、権利放棄、転売、買戻し又は相殺の別、貸方、借方の区分、数量、対価の額又は選択権利、単価、残数量、残金額

三 市場内取引については、相手方の氏名又は名称の記載を要しない。

四 商品有価証券等には、現先取引を記入せず、別途現先取引勘定元帳を作成する。

五 銘柄、コール又はプットの別、相手方の氏名又は名称、新規等の仕法、売り、買いの区分等は、コード又は略号をもって記入することができる。

六 先物取引又は先渡取引の自己取引を区分して取引日記帳を作成している場合には、右記三の記載事項を取引日記帳に記載することをもち、右記三の記載

	<p>日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規又は決済の別（先物取引については新規、決済又は解除の別）、買い、売りの区分、数量、約定金額、約定単価、決済金額、残数量、未決済約定金額、時価金額、時価単価、みなし損益相当額</p> <p>四 有価証券店頭指数等 スワップ取引に係る支払いに係る指標、受取りに係る指標、約定月日、取引期間、相手方の氏名又は名称、元本として定めた金額、みなし損益相当額、割引率</p> <p>五 金利先渡取引、外国通貨に係る取引（先物 外国為替取引、為替先</p>	<p>七 先物取引又は先渡取引に係るものの残数量、未決済約定金額、時価金額、時価単価、みなし損益相当額、及び金利先渡取引、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引、スワップ取引に係るもののみならず損益相当額、割引率は、月末又は期末以外には記載しないことができる。</p> <p>八 新規、解約又は転売の別、決済金額については、決済金額について別途区分経理することによって記載しないことができる。</p>
	<p>日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規又は決済の別（先物取引については新規、決済又は解除の別）、買い、売りの区分、数量、約定金額、約定単価、決済金額、残数量、未決済約定金額、時価金額、時価単価、みなし損益相当額</p> <p>四 有価証券店頭指数等 スワップ取引に係る支払いに係る指標、受取りに係る指標、約定月日、取引期間、相手方の氏名又は名称、元本として定めた金額、みなし損益相当額、割引率</p> <p>五 金利先渡取引、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デ</p>	<p>に代えることができる。</p> <p>七 先物取引又は先渡取引に係るものの残数量、未決済約定金額、時価金額、時価単価、みなし損益相当額、及び金利先渡取引、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引（上記の二又は三に該当するものを除く。） スワップ取引に係るもののみならず損益相当額、割引率は、月末又は期末以外には記載しないことができる。</p> <p>八 新規、解約又は転売の別、決済金額については、決済金額について別途区分経理することによって記載しない</p>

渡取引、直物為替先渡取引及び通貨の売買並びに当事者の一方の意思表示により当事者間においてこれらの取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引（金融先物取引等及び店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引（二又は三に該当するものを除く。以下この項において同じ。））、スワップ取引に係るもの約定月日、相手方の氏名又は名称、新規、解約

リバティブ取引（二又は三に該当するものを除く。））、スワップ取引に係るもの約定月日、相手方の氏名又は名称、新規、解約又は転売の別、決済金額、みなし損益相当額、割引率

ことができる。

(略)	六 現先取 引勘定元 帳	
(略)	(略)	又は転売の別、決済金 額、みなし損益相当額 、割引率
(略)	(略)	

(略)	六 現先取 引勘定元 帳	
(略)	(略)	
(略)	(略)	